

事業主各位

(公財) 岩手労働基準協会宮古支部

低圧電気取扱い業務特別教育開催のご案内

(開閉器の操作)

この講習会は労働安全衛生法(安衛法第59条第3項、安衛則第36条第4号)に基づいて実施するものです。低圧電気取扱い業務は、同法定める危険業務であり、この業務に従事するものに対し安全に関する特別教育を行う事が義務付けられています。

つきましては、当協会が資格取得に必要な特別教育を下記の通り開催致します。未資格者はこの機会に受講されますようご案内いたします。

(参考) 特別教育を必要とする低圧電気取扱い業務とは、低圧(直流にあつては750V以下、交流にあつては600V以下の電圧をいう)の配電盤室、変電室など区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務。

記

- 日時・会場 令和3年6月17日(木) 8:00~17:10 (受付7:30~)
(公財) 岩手労働基準協会宮古支部
宮古市小山田2-9-5
- 受講料等 会員 **9,570円**(消費税込) (受講料8,800円 テキスト代770円)
非会員 **10,670円**(消費税込) (受講料9,900円 テキスト代770円)
- 申込締切日 6月3日(木) 定員30名 但し、定員になり次第締め切ります。
※締切日までに受講料の支払いがない場合、申込が取消しされることがあります。
※締め切り後の取消は、受講料等の返還は致しません。
※申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。
- 申込方法 「受講申込書」に受講料・テキスト代を添えて宮古支部窓口にお申し込み下さい。
受講料振込の場合、岩手銀行宮古中央支店 普通口座 0049490
名義人 (公財) 岩手労働基準協会宮古支部 「送金手数料はご負担願います。」
- キャンセルの取扱
カリキュラム **※締切日以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。**
7:50~8:00 オリエンテーション
8:00~9:00 関係法令
9:05~10:05 低圧電気に関する基礎知識
10:10~12:10 低圧電気設備に関する基礎知識
13:00~14:00 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
14:05~16:05 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
16:10~17:10 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(実技)
- その他 (1) 当日受講票と確認書を持参して下さい。
(2) 筆記用具 (鉛筆・マーカー等) をご持参下さい。
- 【お願い】 講習会場の駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますのでご協力願います。

低圧電気取扱い業務特別教育受講申込書

講習日 令和3年6月17日

No. _____

ふりがな		生年 月日	昭 和	年	月	日
氏 名 (略字使用不可)			平 成			
現住所	〒 —	TEL	—	—		

※個人で受講される方は勤務先の記入は不要です

勤 先	事業所名					
	住所	〒 —	TEL	—	—	
			FAX	—	—	

(公財)岩手労働基準協会会員の有無

会員

会員外

※該当箇所に○印をお付けください。

低圧電気取扱い業務特別教育を受講しますので、受講料、テキスト代を添えて申し込みます。
なお、振込の場合は振込年月日を記載願います。 _____年 月 日

年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会 長 殿

- [注] ● 氏名、生年月日、現住所欄には誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2名以上の申し込みには、この用紙をコピーしてお申し込み下さい。
 - 個人で受講される場合は、電話番号を必ずご記入願います。
 - 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。

受付印